

# **留学生のチューターになりたい方向けのガイド**

**平成26年6月**

**小白川キャンパス国際センター  
(学生課留学支援担当)**

## 1 チューター制度について

留学生の専攻分野に関連する専攻の大学院生等が、留学生の学習・研究・日常生活に関する助言・協力をを行う制度です。

山形大学では、留学生1人につき1人のチューターを原則としています。

## 2 留学生がチューターの指導を受けられる期間

- ① 学部学生（正規生）：渡日後2年間
- ② 大学院学生（正規生）：渡日後1年間
- ③ 研究生（学部，大学院とも）：渡日後1年間
- ④ 上記以外で指導教員が特に必要と認めた者も該当しますが、期間は事情に応じて決定します。

## 3 山形大学に在籍する留学生の区分

学部学生	日本人学生と同様に入学試験を受けて入学している。
大学院生	日本人学生と同様に入学試験を受けて入学している。
研究生	学部，又は大学院に所属している。 研究したい分野の教員の指導のもとに研究課題を定め，研究を行う。 学部所属の研究生の場合，多くは大学院へ進学する。
科目等履修生	日本文化研修生等にみられるが，在籍するのは稀である。
特別聴講学生	大学間交流協定等に基づいて受け入れ，単位認定も行う際にこの身分としている。 短期留学生として1年以内の在籍期間となっているのがほとんどであり，母国では，日本語や日本文化を専攻している者が多い。

※学部学生，大学院生は「正規生」，その他は「非正規生」として区分しています。

## 4 チューターになるための資格について

学部学生か大学院生であることが条件となります。特別な資格は必要ありませんが，その役割の遂行上，文化や習慣の異なる学生と接することになるため，次のような要素が求められます。

- 指導力 ○責任感 ○寛容性 ○誠実性 ○協調性 ○公平性 ○社会性

## 5 チューターの役割

大きく分けて次の3つをサポートすることになります。

- ◆ 勉学上の支援
- ◆ 生活上の支援
- ◆ 対人関係の支援

これらのうち、どのサポートに重点を置くかについては、留学生個々人の必要性によって異なりますので、留学生の多様なニーズに適したサポートができるよう、チューターは指導教員や小白川キャンパス国際センター（学生課留学支援担当）のスタッフと相談しながら指導することになります。

\*裏表紙に連絡先を掲載してありますので、参照ください。

## 6 日常のチューター業務

チューター業務の具体例は以下のとおりです。

臨機応変な対応も必要となりますが、留学生がより良い留学生活を送れるよう、サポートしていきましょう。

### 【来日直後の諸手続き】

#### ◆ 市役所での手続き

- ・ 住所届・・・渡日後14日以内
- ・ 国民健康保険加入

なお、小白川キャンパス国際センター（学生課留学支援担当）の事務職員が同行する場合もあります。

#### ◆ 生活必要物品の購入

#### ◆ 金融機関での口座開設

銀行、ゆうちょ銀行など、必要に応じて口座を開設します。

### 【生活面】

#### ◆ 生活に関する情報の提供及び助言

例えば、郵便物や宅配便の受け取り方、不在連絡票の連絡方法、ゴミの出し方など。

#### ◆ 日本社会における生活相談

#### ◆ 地域住民など大学関係者以外の者に対する理解についての助言

## 【学習面】

### ◆履修計画に関するサポート

履修登録の制度説明を行うのは大丈夫ですが、具体的な履修科目について相談された場合には、留学生対象の科目もありますので、小白川キャンパス国際センター（学生課留学支援担当）の職員と相談してください。

### ◆オリエンテーションやガイダンスの際のサポート（理解できなかったことへの対応）

### ◆日本語学習のためのサポート（レポートの添削等）

### ◆学習方法の助言等（予習や復習時）

適切な参考書の紹介や実験・実習の内容説明、授業におけるノートの取り方や整理の仕方等をサポートしてください。

### ◆各種届出など事務的な事柄についてのサポート

### ◆奨学金や授業料免除申請時の書類の確認

### ◆学生センターの活用方法等

### ◆指導教員や関係者との連絡調整

### ◆学内掲示板，各学部の掲示板についての説明

### ◆キャンパス内の施設案内（利用方法の説明も含む）

○図書館 ○保健管理センター ○情報ネットワークセンター等

○食堂 ○大学生協書籍部 ○ATM ○コンビニ等

## 【その他】

### ◆長期休暇（夏休み，年末年始，春休みなど）に入る前の連絡について

夏休みなどでチューターが実家に帰省したり，留学生が一時帰国する場合などでは，チューターとしての指導ができないときもありますので，お互いに連絡を取りあい，支障が出ない工夫をしてください。

なお，留学生が一時帰国・海外旅行する際は，不測の事態に備え，「一時帰国・海外旅行届」を提出していただくことになっています。

大学から緊急の連絡の必要が生じた場合は，届け出に記載された連絡先に連絡することになりますので，小白川キャンパス国際センター（学生課留学支援担当）の窓口に提出するように指導してください。

### ◆非常時の連絡先の確認

通常の生活において，緊急時や非常時に必ず連絡が取れるよう，メールアドレスや電話番号などを確認しておいてください。

## 7 チューター業務を行う上での留意点

チューターとしての指導や助言は、キャンパス内で行うことを基本としてください。  
必要がある場合は学外で行ってもかまいませんが、誤解や事故を避ける意味で、アパートや国際交流会館の、留学生の居室内での指導はしないでください。

なお、国際交流会館（留学生宿舍）で指導・助言を行う場合は、ラウンジ等の共用スペースを使ってください。

また、指導・助言等は、メールや電話ではなく、留学生と対面して行ってください。

## 8 チューターになるための手続き

チューターになりたいとの申し出を行い、申込用紙を提出することになります。  
前にも述べましたが、チューターになるための必要資格などはありません。

(1) チューター希望の申し出（次の2とおり。どちらでもかまいません。）

★留学生が所属する研究室の指導教員にチューターになりたいと申し出て、先生からチューターとしての推薦を受ける。

※留学生の指導教員となっている先生から、チューターになってくれないかという相談がある場合もあります。

★小白川キャンパス国際センター（学生課留学支援担当）で希望の旨を申し出る。

(2) 申込書の提出

小白川キャンパス国際センター（学生課留学支援担当）へ、本ガイドに添付してある「チューター申込書」を提出してください。

(3) 留学生と顔合わせ

## 9 チューターの選考と辞退

チューターを必要とする留学生の専攻分野、希望する指導や助言の内容などに基づき、当該留学生指導教員と小白川キャンパス国際センターの教員などが話し合いの上決定します。

選考後に留学生とチューターの面談を行いますが、お互いの相性が合わない場合やスケジュールが合わないときなどは、チューターを辞退することが可能です。

## 10 チューター指導報告書の提出について

指導報告書は、毎月の指導状況確認と謝金支払いのために必要な書類です。

報告書は留学生指導教員のサインをもらったうえで、指導した翌月の第一週目の金曜日までに提出いただきます。

用紙は小白川キャンパス国際センター(学生課留学支援担当)の窓口で受け取ってください。留意事項や提出期限日の書かれているものも一緒にお渡しします。

## 11 指導期間、謝金について

チューターの指導期間は原則4月～翌年2月迄です。

小白川キャンパスでは、チューター指導1時間につき、800円の謝金をお支払いしています。

謝金の支給は1ヶ月最大10時間(8000円)までとなっております。10時間を超えた分については、ボランティア扱いとなり、謝金はお支払いできませんので、ご了承ください。

なお、2人で1人の留学生を担当している場合は、2人で10時間までの支給となります。基本的には、5時間ずつの支給となりますが、どちらかの指導時間が5時間に満たない場合は、調整して2人の合計が最大で10時間となるように支給します。また、1人で2人の留学生を担当している場合は、留学生1人につき10時間まで謝金を支給できますが、仮に留学生2人を同時に指導した場合は、実指導時間での支給となります。

※ 指導時間は、合計で、30分未満を切り捨て、30分以上を切り上げとし、1時間単位での計算となります。

## 12 チューターとしての留意事項

留学生は、さまざまな社会、政治、文化圏から来ています。そのため、留学生の思想・信条の自由を尊重して接してください。

### (1) 事前に確認すべき点について

相手のことを良く知り、どんな支援が必要なのかを十分に話し合い、言葉の問題がある時は、教職員などから協力を仰いでください。

同じ母国語を持つ学生等を紹介できる場合があります。

チューターは、単に、親切であればいいというものではなく、チューターとして指導できること、できないことをはっきりとさせ、時には「No」と言うことも必要です。負担を感じながら、チューターを続けることは、双方にとって負担になるだけですので、留学生を指導する前に以下のことを、予め本人に確認してください。

### ① 留学の目的

学位取得なのか、それ以外なのかを確認し、留学の目的を認識してください。

②日本との関係、日本語学習の状況について

日本に来るには、様々な背景をもっています。親戚等が日本国内に住んでいるかどうか。また、日本語の学習歴について知ることも把握しておくべき情報の一つです。

③経済的状況

留学生の場合は、特に経済面での問題が、その人の勉学や研究に影響を及ぼすことが多く見られますので、経済状況の把握にも留意してください。

④文化・習慣について

留学生は、時には日本人には理解しがたい行為をすることがあります。しかし、留学生の文化・習慣等を理解し、逆に日本の文化等を教える良い機会として捉えてください。

ちょっとした工夫で、日本や山形での生活を一層楽しくすることができます。

(2) アルバイトに関すること

①資格外活動許可

留学生がアルバイトをする際は、入国管理局で発行される「資格外活動許可証」という証明書を取得していることが必要です。

この証明書の取得手続きは、最寄りの入国管理局(山形市の場合は仙台入国管理局)で行えますが、日本に到着したときに空港内で手続きを取ることも可能となっていますので、アルバイトの相談を受けた場合は、まず「資格外活動許可」を得ているかどうかを確認してください。

この許可証を得れば、1週について28時間以内(夏季休業等長期休業期間中は1日8時間以内)でアルバイトが可能となります。(有効期間は在留期間満了日まで)

無許可でアルバイトをし、発見されると最高で200万円の罰金が発生するほか、アルバイト中に事故等に巻き込まれた際、保証等を受けることができません。

②アルバイトの紹介

アルバイトの紹介はチューター業務に含まれません。チューターは留学生にアルバイトを紹介しないでください。

留学生がアルバイトを希望している場合は、小白川キャンパス国際センター(学生課留学支援担当)の窓口へ相談に行くよう指導してください。

(3) 出入国に関すること

①一時帰国・海外旅行届

留学生が一時的に帰国、海外旅行する際、また、国際交流会館に居住する留学生が

外泊する際などは、小白川キャンパス国際センター（学生課留学支援担当）に届け出ていただいています。これは先にも述べましたが、不測の事態に備えた情報把握ですので、ご協力いただくようご説明ください。

②ビザ（査証）

留学生からビザについての質問や相談を受けた際は、小白川キャンパス国際センター（学生課留学支援担当）の窓口で相談するよう指導してください。

(4) チューター業務としては認められないもの

カラオケや飲み会など、明らかに支援とかけ離れているものは、チューター業務として認められません。

支援内容がチューター業務としてよいかどうか迷うような事例がある場合には、あらかじめ小白川キャンパス国際センター（学生課留学支援担当）に相談願います。

### 13 チューター業務に関する Q&A

異なる文化などのため、些細な誤解や勘違いはよくあることです。

留学生に対しては、その場で率直に話すことが大事です。また、すべてを自身で解決しようとせず、小白川キャンパス国際センター（学生課留学支援担当）の職員に相談することも大事です。

Q 1) 民間アパート等への入居についての相談があった。

A 1) 小白川キャンパス国際センター（学生課留学支援担当）の窓口を訪れるよう指導しましょう。アパートの探し方等について、職員から留学生にアドバイスをします。

Q 2) 留学生が、「日本人は『一度家に遊びに来てください。一緒に食事に行きましょう。』と言いますが、言葉だけで終わってしまうことが多く、約束を守らないことが多い」という話を聞いて、信頼関係に疑問を生じた。

A 2) 留学生の要求・希望に対しては、曖昧な返事をせず、Yes, Noをはっきりとさせ、無理な場合は断ってください。留学生が混乱してしまい、お互いの信頼関係を損ねる恐れがあります。社交辞令としてではなく、本当に招待する場合は具体的な日時・場所を説明します。

Q 3) 日常的な日本語に、何の問題もない留学生でも、ゼミでの発表やレポート作成等に不安を感じているようだ。

A 3) このような相談を受けたときは、指導教員へ相談に行くようアドバイスしてください。



Q 4) 留学生がチューターに遠慮しているように感じ、チューター活動がしづらい。

A 4) 欧米系の留学生と異なり、アジア系の留学生は、チューターや指導教員への遠慮があることが多く見られます。そのために、手続きや勉学の上で大きな支障になることもあります。チューターが聞き上手になり、お互いの意思疎通を図ることで、課題を洗い出し、改善策を講じましょう。

Q 5) 自分から日本人学生などに声をかけたり、友だちを作ったりすることが難しいとの相談を受けた。

A 5) ただ待つのではなく、自ら積極的に話しかけることも必要であることを教えてください。また、サークル活動への参加も良いきっかけになると思います。

Q 6) 留学生から具合が悪いから病院に行きたいと相談されたが、インフルエンザなど伝染性の病気の疑いがあるようだ。

A 6) 大学の担当窓口（学生課留学支援担当、保健管理センターなど）が開いている時間であれば、まずは相談してください。

時間外であれば、休日・夜間診療所などを受診するよう指導してください。

Q 7) 留学生から交通事故にあったと電話があった。

A 7) 大学の担当窓口（小白川キャンパス国際センター（学生課留学支援担当））が開いている時間であれば、まずは相談してください。

時間外であれば、守衛室（tel 023-628-4169）へ連絡し、上記窓口の担当者に連絡するよう伝えてください。一人では絶対に対応しないでください。

Q 8) 地域住民から苦情を受けたとの相談があった。

A 8) 地域住民とのトラブルの多くはゴミ出し、騒音等です。ゴミの出し方については、日本における環境問題、リサイクルについて説明し、ゴミの分別について理解を促してください。

Q 9) 留学生との相性が合わない（または、スケジュールが合わない）。

チューターを辞退したい。

A 9) チューター業務を始めてからでも、辞退することは可能です。留学生・チューターのどちらのためにも、一人で悩まずに、小白川キャンパス国際センター（学生課留学支援担当）に相談に来てください。

※ 留学生の中には宗教等の理由で様々な制約がある学生もいます。例えばイスラム教徒である留学生は、禁酒、礼拝等いろいろな宗教上の制約を守っています。

まず、彼らの宗教を尊重し、どんな制約があるか聞き、その上で接してください。



山形大学小白川キャンパス国際センター（学生課留学支援担当）

TEL 023-628-4119

FAX 023-628-4120

E-mail kmryug@jm.kj.yamagata-u.ac.jp

※チューターの申込みをされた方に、上記連絡先より、電話またはメールにて連絡することがありますので、携帯電話へ登録をお願いします。  
携帯でのメール受信の場合、パソコンからの受信拒否設定をしている場合は、ドメイン指定受信等の設定を行い、受信ができるようにしてください。